



令和6年度 在宅育児支援給付金のご案内

小坂町では、お子さんを在宅で育児をしている保護者に対して、経済的負担の軽減を目的に在宅育児支援給付金を給付します。

給付対象に該当し、令和6年度に給付を希望する場合は、申請書と添付書類を小坂町教育委員会事務局へ提出してください。給付金は、要件を満たし、申請をした月の分から給付となります。申請が遅れた場合、遡及して給付は行いませんのでご注意くださいるようお願いいたします。

対象者の要件について

★下記の要件を全て満たしている方が対象です。要件を満たした日から申請できます。

対象児童

- ・小坂町に住所を有していること
- ・生後8週間を超え、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの間であること※

対象児童の保護者

- ・小坂町に住所を有していること
- ・保育園等の未就学施設を利用せずに、在宅で育児をしていること
(未就学施設: 小坂町内及び町外の保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育所等)

※お子さんが3歳の誕生日を迎えてから1回目の3月31日を迎えるまで



給付額

対象児童1人につき月額15,000円

支給月

7月、10月、1月、翌年度4月
支給月に支給月前月分までをまとめて給付します。

必要書類

- 在宅育児支援給付金給付申請書
- 申請者と対象児童の健康保険証のコピー
- 申請者と対象児童の住民票
- 債権者登録・変更申請書
- 振込先口座番号、名義人を確認できる書類のコピー（通帳見開き1ページ目またはキャッシュカードのコピー）

申請について

お子さんが生後8週間を超えた日（生後57日目）から申請できます。
申請書は小坂町教育委員会で配布しているほか、小坂町のホームページにも掲載しています。

申請・お問い合わせ先

小坂町教育委員会事務局 総務班
小坂町小坂字砂森7-1(セパーム事務室内)
☎0186-29-2342

在宅育児支援給付金 Q&A



Q1	父母が仕事をされていて、子どもを祖父母に預けている場合は対象になるの？
A1	祖父母に預けていても、お子さんが保育所等を利用していない場合は、対象になります。
Q2	子どもが2人いて、2人とも在宅で育児している場合、給付額は月額いくらになるの？
A2	要件に該当するお子さん1人につき月額15,000円が給付されます。 2人いる場合は、月額15,000円×2人＝月額30,000円が申請者に給付されます。
Q3	第1子は保育所に預けているが、第2子は在宅で育児している。給付の対象になるの？
A3	保育所に通っていない第2子のお子さんについては給付対象になります。
Q4	いつ給付されるの？
A4	支給月に支給月前月分までをまとめて給付します。 給付要件を満たした方が4月中に申請した場合は、7月に4月分・5月分・6月分を給付します。
Q5	申請者の名前は父でも母でもいいの？
A5	はい。父母のどちらのお名前で申請しても大丈夫です。
Q6	在宅育児支援給付金をもらっていましたが、年度の途中から子どもが保育所に入りました。給付金の給付はどうなるの？
A6	お子さんが保育所に入所した月から、給付対象の要件に該当しなくなります。その際、届出が必要です。小坂町教育委員会にご連絡をお願いします。
Q7	給付金は、要件を満たした月の分から給付されるの？
A7	給付金は、要件を満たし、申請をした月の分から給付となります。遡及して給付は行いません。
Q8	昨年度に給付金の給付決定を受けていました。今年度も申請書の提出が必要ですか。
A8	はい。給付金は、年度ごとに給付決定を行っています。昨年度に給付決定を受けた方でも、今年度分の給付を希望する場合は、申請書の提出が必要です。
Q9	郵送で申請をすることはできるの？
A9	はい。郵送で申請いただいても構いません。その際、申請書の記入漏れ、添付書類の不足のないようお願いいたします。郵送で申請する場合は下記の宛先に送付をお願いします。 【宛先】〒017-0201 秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森7-1 小坂町教育委員会 総務班あて ※封筒の表面に、「在宅育児支援給付金申請書 在中」とご記入をお願いします。